

令和元年度第5回全国健康保険協会  
岐阜支部評議会

資料3

# 令和2年度 岐阜支部事業計画について

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p><b>1 サービス水準の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> </ul> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を93.1%以上とする。</p> <p><b>2 現金給付の適正化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化会議にて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。 また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。</li> </ul> <p><b>3 効果的なレセプト点検の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格点検では、手順書に則り全件点検を実施する。</li> <li>・ 外傷点検では、負傷原因照会の未回答分に係る再照会を強化する。</li> <li>・ 内容点検では、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検行動計画管理表に基づき効果的なレセプト点検を推進する。また、社会保険診療報酬支払基金と協議強化を行い原審査の査定率向上を目指す。</li> </ul> <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p><b>4 柔道整復施術療養費等の適正化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が10日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。</li> </ul> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p>

- ・柔道整復施術療養費の適正な受診啓発を広く実施する。
- ・柔道整復療養費審査委員会において、不適正な疑義のある申請書を重点的に審査するとともに、面接確認委員による柔道整復師からのヒアリングを積極的に実施する。

#### 5 あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意書の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

#### 6 返納金債権の発生防止のため保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
  - ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
  - ・外国人加入者及び適用事業所へ健康保険制度の啓蒙を図り、債権発生抑制及び発生後の回収に繋げる。
- KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする。
  - KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
  - KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

#### 7 限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
  - ・岐阜県及び県内市町村に対し、診療報酬支払基金での高額療養費公費化（地方単独医療費助成事業）の利用を促すとともに、福祉医療受給者に対する直接アプローチを行うための受給者情報取得を行う。
- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする。

#### 8 被扶養者資格の再確認の徹底

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</li> <li>・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。</p> <p><b>9 的確な財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> </ul>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p><b>1 ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者及び事業主に、健康、医療に対する関心を高めていただくため、地域の医療費、健診データを「見える化」したツール（事業所カルテ）を提供する。</li> </ul> <p><b>2 データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</b></p> <p>（上位目標）・循環器系疾患を減少させる。</p> <p>（中位目標）・血圧の受診勧奨域人数を17%にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙なし事業所を50%以上にする。</li> </ul> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：299,293人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 受診率56.1%（受診見込者数：168,000人）</li> <li>・事業者健診データ 取得率14.1%（取得見込者数：42,300人）</li> </ul> </li> <li>○ 被扶養者（受診対象者数：86,335人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 受診率24.6%（受診見込者数：21,200人）</li> </ul> </li> <li>○ 健診の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診：新規適用事業所へ案内発送後に健診機関から勧奨 小規模事業所の従業員へ戸別案内送付による勧奨 民間事業者へ訪問勧奨等を委託</li> </ul> </li> </ul>

- ・ 事業者健診：岐阜労働局、岐阜県との三者連名の提供依頼  
民間事業者へ訪問勧奨等を委託
- ・ 特定健診：被扶養者のパート先での健診結果の取得  
医師会との連携により、治療中者の検査結果の情報提供依頼  
無料オプション集団健診の開催地域と実施回数を拡大  
経年未受診者に対し自己採血検査を活用した受診誘導

- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 56.1%以上とする。
- ② 事業者健診データ取得率を 14.1%以上とする。
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 24.6%以上とする。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：43,050人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 23.5%（実施見込者数：10,100人）  
（内訳）協会保健師実施分 13.0%（実施見込者数：5,600人）  
アウトソーシング分 10.5%（実施見込者数：4,500人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,802人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 8.3%（実施見込者数：150人）
- 保健指導の受診勧奨対策
  - ・ 委託医療機関との連携により当日保健指導を拡大
  - ・ 民間事業者へ訪問勧奨等を委託
  - ・ 無料オプション集団健診時の当日面談を拡大
- KPI：特定保健指導の実施率を 22.9%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨（実施予定人数 1,627人）
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・民間事業者へ電話勧奨と訪問勧奨を委託
- ・健診機関による要治療者への受診勧奨
- ・特定保健指導の訪問機会を活用した面談による受診勧奨
- ・市町村と連携した受診勧奨を保健指導

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする。

#### iv) コラボヘルスの推進

- 健康経営推進事業所の拡大
- 事業所における集団学習
- 調査研究事業を通じた減塩対策の推進
- 行政機関と連携した事業所への健康づくり事業の展開

### 3 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・定期的な広報誌発行のほか、交通広告、テレビ、新聞・雑誌、SNSなど各種メディアを効果的に活用した広報を展開する。  
また、加入者一人ひとりに直接届けられる広報ツールであるホームページ、メールマガジンを充実させる。
- ・健康保険委員の委嘱拡大に向け、文書及び訪問等による勧奨を強化する。
- ・訴求効果の高いリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。
- ・岐阜支部の課題や医療費の特徴等について、プレスリリースを積極的に提供する。

■ KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を59.0%以上とする。

### 4 ジェネリック医薬品の使用促進

- ・自治体と連携し、医療費助成制度について周知する際、併せてジェネリック医薬品の啓発について周知する。
- ・使用割合が自支部の平均値以下の医療機関等に直接訪問し、見える化ツール等を活用し、使用率向上への協力を求める。
- ・ジェネリック医薬品使用状況を分析し、岐阜支部の弱みを把握することで効果的な施策を実施する。
- ・インセンティブレポートを活用した事業所への訪問を行い、ジェネリック医薬品の使用促進を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額軽減通知を年2回送付する。</li> <li>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を78.5%以上とする。</li> </ul> <p><b>5 インセンティブ制度の広報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブレポートを活用した事業所への訪問を行う。</li> <li>・勉強会や講習会などあらゆる機会を捉え、周知広報を丁寧に行う。</li> <li>・事業主及び加入者に広く周知するため、各種メディア媒体を効果的に活用した広報を行う。</li> </ul> <p><b>6 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。</li> <li>・外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。</li> <li>・地域医療構想調整会議等において、分析結果などエビデンスに基づく意見発信等を行う。</li> </ul> <p>■ KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率100%を維持する。 ②各種データベースなどを活用した効果的な意見発信を実施する。</p> <p><b>7 マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の円滑な実施に向けた周知広報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。</li> </ul>
3. 組織・運営体制関係	<p><b>1 人的資源の柔軟な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の効率化の状況等を踏まえて、契約職員も含めた人員配置を行う。</li> </ul> <p><b>2 人事評価制度の適正な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用する。</li> </ul> <p><b>3 OJTを中心とした人材育成</b></p>

・日々のあらゆる業務遂行を通じて「自ら育つ」「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

#### 4 支部業績評価への対応

- ・他支部の実績と比較することにより、自支部の状況を、エビデンスに基づいて的確に把握するとともに、そこで認識された課題について要因を分析することで、効果的な課題解消の施策を立案する。
- ・認識された課題とその対策を職員全員で共有することで、支部全体の業務改善・改革への意識を向上させる。

#### 5 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・一者応札を減少させるため、積極的に関連業種企業等への周知を行う。  
参加が予想される業者への周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

#### 6 コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その徹底を図る。

#### 7 リスク管理

- ・個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を定期・不定期に点検し、管理を徹底する。
- ・危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

#### 8 業務改革の推進に向けた取組

- ・現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。